

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

	所管課(室)名
◎ 告 示	建設企画課 用地課 教育庁総務課
・一般競争入札の参加者の資格等	
・土地収用法に基づく事業の認定	
・一般競争入札の参加者の資格等	
◎ 公 告	建設企画課 " " 用地課 教育庁総務課
・一般競争入札の実施	
・測量の実施(2件)	
・土地立入の許可	
・一般競争入札の実施	
◎ 公安委員会規則	運転免許管理課 " "
○指定自動車教習所関係業務規則の一部を改正する規則	
○長崎県指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則	

告 示

長崎県告示第69号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年2月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務名

令和4年度 長崎県公共事業技術情報システム構築・改修業務委託
(委託業務番号 4債建企委第1号)

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (5) この告示の日から開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (6) この告示の日から開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

- (7) この告示の日以前6月から開札期日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (8) この告示の日から開札期日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法、又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可が決定された者を除く。）
- (9) 次に掲げる要件を満たしていない者
- ア 平成19年度以降に、工事執行管理システム（※1）及び業者管理システム（※2）の開発（改修を含む。）業務について、元請け（特定業務委託共同企業体については、構成員を含む。）として業務を完了させた実績を有すること。なお、工事執行管理システムと業者管理システムについては、一体となっていない実績であっても、それぞれに実績があればよいものとする。
- イ 平成19年度以降に、工事執行管理システム及び業者管理システムの開発（改修を含む。）業務の実績を有する場合は開発に従事した実績を有する技術者を本業務の管理技術者として配置できること。なお、管理技術者は、本業務の契約期間中に受注者と直接的な雇用関係がなければならない。
- ※1 工事執行管理システム
公共工事の執行に伴う一連の情報（予算、業者選定、入札、契約、検査等）を一元的に管理できるシステムであり、かつ、ネットワークを介して複数の者が同時に作業できるシステム（以下「ネットワーク型システム」という。）であるもの。
- ※2 業者管理システム
公共工事の入札に参加できる有資格業者の情報を一元的に管理できるシステムであり、かつ、ネットワーク型システムであるもの。
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 2の(1)から(9)までのいずれかに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (3) 審査事項は、2の要件とし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度とする。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請時期 この告示の日から、令和5年2月27日（月）午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。なお、提出書類は原本とし、競争入札参加資格審査申請日から3月以内に発行されたものとする（イ、ケ及びコを除く。）。
- ア 誓約書（様式第2号）
- イ 営業概要書
- ウ 法人にあっては、登記簿謄本
- エ 個人にあっては、次の(㍿)及び(イ)
- (㍿) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- オ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- カ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- キ 印鑑届（様式第3号）
- ク 口座振替申込書（様式第4号）
- ケ 業務実績表（様式第5号）
- 2の(9)の(ア)に掲げる業務実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）及び業務内容が2の(9)の(ア)に掲げる実績を満たすことが分かる書類

(仕様書等)を添付すること。

コ 配置予定技術者の資格及び経験(様式第6号)

2の(9)のイに掲げる配置予定技術者の実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類(完了確認書等)、業務内容が2の(9)のイに掲げる実績を満たすことが分かる書類(仕様書等)及び配置予定技術者の役割が分かる書類(従事職名、業務体制における位置付け、役割が分かる配置予定技術者の通知書、業務計画書等)を添付すること。

サ 指名停止の報告に係る誓約書(様式第7号)

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の規定により定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

[住所] 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

[名称] 長崎県土木部建設企画課技術情報班

[電話] 095-894-3023

[FAX] 095-894-3461

(6) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、受注実績を証する書類を提出した者は、長崎県に対し、受注実績を証する書類に記載のある相手方への事実確認のための照会を行うことを許諾したものとみなす。

(7) その他

ア 郵送による交付は行わない。

イ 郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)による提出は可とする。ただし、令和5年2月27日午後5時必着とする。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第9号)により通知(郵送)する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年3月31日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第10号)を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 使用印鑑

(5) 委任事項

(6) 金融機関取引口座

(7) 電話番号

8 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相手方である新たな事業者へ承継させたいときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書(様式第11号)に、別に定めるところにより関係書類を添えて提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

(1) 合併(会社法第748条)、吸収分割(同法第757条)若しくは新設分割(同法第762条)をしようとする場合若しくはした場合又は事業譲渡(同法第467条)若しくはは営業権の移行をしようとする場合若しくははした場合

(2) 営業譲渡(商法(明治32年法律第48号)第15条第1項)をしようとする場合若しくははした場合又は相続等の場合

(3) 個人事業者が法人事業者となる場合又は法人事業者が個人事業者となる場合

9 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(5)又は(6)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 10 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
競争入札参加資格がないと認められた者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適格と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適格と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適格通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。
説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間等
 - ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間
資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
 - イ 上記回答期限
苦情申立があった日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - ウ 上記回答に対する再苦情申立期間
回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - (2) 問合せ先
4(5)の部局とする。
- 11 その他
- (1) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）は、長崎県ホームページに掲載する。
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/>
 - (2) 不明な点に関する問合せ先
4(5)の部局とする。

長崎県告示第70号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をした。
令和5年2月7日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 起業者の名称 諫早市

第2 事業の種類 諫早市「(仮称)道の駅251」整備事業

第3 起業地

1 収用の部分 長崎県諫早市飯盛町上原字経塚ノ式、字経塚ノ四及び字経塚ノ五地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県諫早市飯盛町上原地内における「諫早市「(仮称)道の駅251」整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、諫早市が一般国道251号の道路管理者である長崎県と共同して同国道沿線に設置する（仮称）道の駅251（以下「道の駅251」という。）において、その一部として農産物の地産地消を推進する上での拠点となる公の施設である地域振興施設等を整備しようとするものである。

起業者である諫早市は、地方自治法第244条第1項の規定によって公の施設を設置する権能を有しており、本件事業に必要な経費については議会の議決を経て、財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

諫早市の基幹産業である農業は、農業従事者の減少、高齢化・後継者不足、中山間地域の農地の荒廃化など、様々な課題を抱えている。

農業の持続的発展のためには、農産物の地産地消の拡大を図る必要があるため、諫早市は、食育と地産地消の推進、生産者と消費者との交流の促進及び地場産品の販売促進などに取り組んでいるが、同市内においては特産品を生かしたイベントを開催できる施設が少ないこと、生産者同士、生産者と消費者が交流できる施設及び農林水産物や加工品などの多様な魅力を集めた物販機能を持つ施設の規模が小さいことから、上記取組みの拠点となるような多くの人が集まる施設の設置が求められている。

このような状況に対応するため、諫早市は、一般国道251号の道路管理者である長崎県との一体型による道の駅251の設置を計画し、その一部として本件事業により地域振興施設等の整備を行うものである。

本件事業の完成により、休憩機能及び情報発信機能に地域連携機能を加えた道の駅251が整備・設置され、地域住民はもとより道路利用者の多くが訪れる賑わいの場ができることから、この道の駅251において行われる特産品の販売を通しての地域の魅力の発信、食育等を推進するための催し、生産者自らによるPR販売、地場産品を使った料理教室やイベントを通して、農水産品や土産物などの地産地消の拡大を図ることができるから、農業の持続的発展に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者は、本件事業の起業地及びその周辺には保護を必要とする希少性のある動植物は確認されていない旨確認している。また、起業者は、本件事業の施行に当たっては、環境（騒音、振動を含む。）にも十分留意して施行することとしており、保護を必要とする希少種が確認された場合は、専門家の指導、助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

さらに、起業者は、本件事業の起業地内には文化財保護法（昭和25年法律214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないことを確認しており、本件事業の施行に伴い、文化財等が確認された場合は、長崎県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等を含む適切な措置を講じるものである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、諫早市が道路管理者である長崎県と共同して一般国道251号沿線に設置する道の駅251において、その一部として農産物の地産地消を推進する上での拠点となる地域振興施設等を整備する事業であり、起業者は、同国道の交通量を基に算定した来店者数や既存の直売所の実績、新営庁舎面積算定基準等により本件事業の計画諸元を決定していることから、本件事業の事業計画は適切なものと認められる。

また、本件事業を含む道の駅251の整備に必要な土地の範囲については、諫早市飯盛町上原地内に建設する案（以下「申請案」という。）、同市早見町地内に建設する案による検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は他の案と比べ、土地利用に与える影響は劣るものの、盛土工及び擁壁工の数量がかなり小さく、造成が容易に行えることから施工性にかなり優れていること、事業費が安価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較考量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優先すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業は、休憩機能及び情報発信機能に地域連携機能を加えた道の駅251を整備・設置し、地域住民はもとより道路利用者の多くが訪れる賑わいの場を創出するものであり、この道の駅251において行われる特産品の販売を通しての地域の魅力の発信、食育等を推進するための催し、生産者自らによるPR販売、地場産品を使った料理教室やイベントを通して、農水産品や土産物などの地産地消の拡大を図ることができるから、農業の持続的発展に寄与することとなる。よって、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、本件事業は、諫早市が令和2年3月に策定した「第2期諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「活力あふれる経済・生活圏の形成」施策に係る事業として位置づけられており、その中で諫早市は「令和6年度末までに道の駅の設置」を重要業績評価指標としている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長崎県諫早市役所（農林水産部農業振興課）

長崎県告示第71号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年2月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

県立学校用顔認証システムライセンス

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(7) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）

オ 過去の類似する業務の実績

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年3月8日（水）までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(6)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県教育庁総務課ホームページからダウンロードにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(6)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 法人にあつては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（様式第3号）

キ 口座振替申込書（様式第4号）

※提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請の特例

長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づく入札参加資格を告示日現在で有している者で、かつ、2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(6)に掲げる場所に提出することで、この告示に基づく申請書の提出に代えることができる。

ア 印鑑届（様式第3号）

イ 平成17年長崎県告示第474号に基づく資格審査結果通知書（写）

(5) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(6) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

〔名称〕長崎県教育庁総務課（情報化推進班）

〔電話〕095-894-3315

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年3月31日までとする。

7 資格審査申請書記載事項の変更届

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

- (7) 金融機関取引口座
 - (8) 電話番号
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(3)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

一般競争入札の実施（公告）

令和4年度 長崎県公共事業技術情報システム構築・改修業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年2月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務番号 4債建企委第1号
- (2) 委託業務名 令和4年度 長崎県公共事業技術情報システム構築・改修業務委託
- (3) 履行場所 長崎県土木部建設企画課又は発注者が認めた場所
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (5) 業務概要 長崎県公共事業技術情報システムの改修業務
- (6) 業務の仕様等 入札説明書による。
- (7) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 1回目の入札書の提出方法は郵便（一般書留又は簡易書留）とする。なお、提出場所等については、9の入札の場所及び期日等による。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者の責に帰すことができない特別な理由による郵便遅延が発生した場合は、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度、再々度の入札を行う場合がある。このため、再度、再々度の入札に参加する意思のあるものは、必ず開札に立ち会うこと。なお、立ち会う際には、競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和5年長崎県告示第69号）に係る資格審査結果通知書又はその写しを開札会場で提示すること。

2 入札参加資格

競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和5年長崎県告示第69号）に示した入札の参加審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

- (1) 申請書の入手先
5の部局とする。
なお、郵送による交付は行わない。
- (2) 提出期限、提出方法等
ア 提出期限

令和5年2月27日午後5時までとする。

イ 提出方法

5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）によりアの提出期限内必着とする。

ウ 申請に関する問合せ先

5の部局とする。

4 入札参加条件

(1) 当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることなく、確実に履行できると見込まれる者であること。

(2) 7の交付方法により入札説明書の交付を受けた者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県土木部建設企画課 技術情報班

(電話) 095-894-3023

(FAX) 095-894-3461

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書

ア 期間 この公告の日から令和5年2月27日までの間の午前9時から午後5時まで

イ 場所 5の部局とする。なお、郵送による交付は行わない。

(2) 入札説明書等に対する質問

ア 提出期間 この公告の日から令和5年3月13日午後5時まで（必着）

イ 提出先 5の部局とする。

(3) 質問に対する回答

ア 回答期限 令和5年3月15日まで

イ 回答方法

(ア) 個別事項は、当該者に電送（ファクシミリ）にて回答する。

(イ) 全参加者に関する事項は、入札説明書の交付を受けた者に電送（ファクシミリ）にて回答する。

(4) その他

ア 上記の期間は、長崎県の休日を含め定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、持参する場合は正午から午後1時までを除くものとする。

イ 入札説明会を行わない。

ウ 入札説明書等に対する質問は、書面によるものとし、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）で行うこととするが、時間的に不可能でやむを得ない場合は電送（ファクシミリ）も可とする。ただし、電送後直ちに原本を郵送すること。なお、質問者は郵送又は電送（ファクシミリ）を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

エ 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問の提出期間後の質問は受け付けない。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受理期限等

(1) 提出場所 5の部局とする。

(2) 受理期限 令和5年3月23日 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 郵送（一般書留又は簡易書留により受理期限内必着のこと。）

(4) 入札書について

ア 入札書の首標金額は訂正することができないこと。

イ 入札書の提出後は、書換え、撤回することができないこと。

ウ 入札書の宛名は「長崎県知事 大石 賢吾」とすること。

エ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。

オ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

カ 1 回目入札書の提出（郵送）については、下記のとおり2重封筒で提出すること。

（ア）内封筒には入札書のみを入れ、封かんの上、封筒に委託業務番号、委託業務名、開札日、商号又は名称及び代表者名を記入すること。

（イ）外封筒には、「入札書を入れた内封筒」と「資格審査結果通知書の写し」を入れ、封かんの上、封筒の表面又は裏面に開札日、委託業務番号、委託業務名、商号又は名称、代表者名、担当者の氏名及び連絡先（電話及びFAX）を記入すること。

（ウ）内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となるので、十分注意すること。

（エ）入札書の「年月日」欄には入札書を作成した日又は郵送した日を記入すること。

キ 1 回目入札書の提出については代理人による入札を認めないこと。

ク 2 回目以降の入札書の提出（開札会場で直接提出）については、入札書の提出は郵送でなく、直接提出すること。

ケ 2 回目以降の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

10 開札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟 6 階602会議室

（期日）令和5年3月24日 午前10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

（ア）3,000万円以上

（イ）3,000万円未満1,000万円以上

（ウ）1,000万円未満

入札保証金を納付する場合は、入札保証金納付申出書（以下「申出書」という。）を令和5年3月10日午後5時までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。申出書提出後に県より交付される保管金受入決議書兼通知書及び保管金払込書により、入札保証金を最寄りの公金取扱銀行にて納付し、銀行の領収印が押印された領収書の写しを入札保証金納入届出書（以下「届出書」という。）に添えて令和5年3月20日午後5時までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、申出書及び届出書を郵送にて提出する場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により各々の提出期限必着とする。

入札保証金の免除手続については、入札保証金免除申請書に必要書類を添えて令和5年3月10日午後5時までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により提出期限必着とする。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団

を含む。)との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、契約金額を次の3段階に区分し判断すること。

(ア) 3,000万円以上

(イ) 3,000万円未満1,000万円以上

(ウ) 1,000万円未満

12 2回目以降の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

2回目以降の入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の届出済みの印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までに掲げる規定に該当して無効となる入札を行った者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかであるものが入札したとき。

(9) 交付を受けた入札説明書を他の入札参加希望者に提供、賃貸又は閲覧に供した者(第三者を介して行った者を含む。)が入札したとき。

(10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 契約の不締結等

落札者が、落札決定の日から契約締結の日の前日までの間において、2に掲げる告示の2に掲げる要件のいずれかに該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じて、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

16 競争入札参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を

求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適格と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適格と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適格通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

(1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間等

ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間

資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

イ 上記回答期限

苦情申立があった日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

ウ 上記回答に対する再苦情申立期間

回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

(2) 落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間等

ア 落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間

入札結果の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

イ 上記回答期限

苦情申立があった日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

ウ 上記回答に対する再苦情申立期間

回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

(3) 問合せ先

5の部局とする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

(5) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）等は、長崎県ホームページに掲載する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/>

(6) 不明な点に関する問合せ先

5の部局等

18 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

System modification of N-PEIS.

(2) Fulfillment period:

March 31st, 2024

(3) Fulfillment place:

To be designated by the Public Works Department of Nagasaki Prefectural Government's Construction Planning Division or place approved by the orderer.

(4) Time-limit for tender:

5:00p.m. March 23th, 2023

(5) Date and time for the opening of tender:

10:00a.m. March 24th, 2023

(6) Point of Contact:

Construction Planning Division, Public Works Department, Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan

TEL 095-894-3023

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐々町長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年2月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐々町内の一部 （江里免、八口免、志方免、口石免他）	令和5年2月1日から 令和5年2月28日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐世保市長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年2月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市の一部 （吉井、母ヶ浦、針尾地区）	令和5年2月9日から 令和5年3月17日まで

土地立入の許可（公告）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により立入の許可をしたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和5年2月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 起業者の名称
九州電力送配電株式会社
- 2 事業の種類
特別高圧送電線66kV 奥浦福江線一部変更並びに関連工事（吉久木地区）
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
五島市大荒町、吉久木町及び籠淵町地内
（以上の地域のうち別紙図面表示内の区域）
（別紙図面は省略し、長崎県土木部用地課に備え置いて縦覧する。）
- 4 立ち入ろうとする期間
令和5年2月7日から
令和5年7月31日まで

一般競争入札の実施（公告）

県立学校用顔認証システムライセンスについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年2月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
県立学校用顔認証システムライセンス
 - (2) 業務の仕様等
仕様書による。

- (3) ライセンス期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
 - (4) 納入場所及び条件
仕様書による。
 - (5) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 県立学校用顔認証システムライセンスに関する令和5年2月7日付けの競争入札の参加者の資格等（長崎県告示第71号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - 3 入札参加条件
当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
 - 4 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県教育庁総務課（情報化推進班）
（電話）095-894-3315（直通）
 - 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
 - 6 入札説明書等の交付方法
長崎県教育庁総務課ホームページ上（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-somu/index.html>）において掲載する。
 - 7 同等品承認願の提出場所及び提出期限
（提出場所）4の部局等とする。
（提出期日）令和5年3月8日（水）17時00分
 - 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 9 入札の場所及び期日等
（場所）長崎県庁行政棟7階701会議室
（期日）令和5年3月20日（月）10時00分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
（郵送による場合の入札書の受領期限等）
（受領期限）令和5年3月17日（金）17時00分（必着）
（提出先）長崎県教育庁総務課
（その他）郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便等受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便により上記受領期限内必着のこと。郵送による場合は、代理人による入札は認められないこと。
郵送以外による入札の場合は、開札の日時及び場所での入札となること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。

(10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (6) 入札執行回数は3回を限度とする。3回まで落札者が決定しない場合は、令第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Facial recognition system License
- (2) License period:
April 1, 2023 through March 31, 2028
- (3) Delivery place:
As shown in the tender documentation
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. March 17, 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 a.m. March 20, 2023
- (6) Point of Contract:
General Affairs Division,
Board of Education,
Nagasaki Prefectural Government,
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-894-3315

公安委員会規則

指定自動車教習所関係業務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月7日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第1号

指定自動車教習所関係業務規則の一部を改正する規則

指定自動車教習所関係業務規則（平成14年長崎県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(指定前教習所に対する指導)</p> <p>第2条 公安委員会は、届出自動車教習所の設置者又は管理者（以下「届出自動車教習所の設置者等」という。）から指定前教習所の開始をするための申出があった場合は、施行令第35条に規定する指定基準（以下「<u>指定基準</u>」という。）に適合させるための事前指導を行い、別記様式第1号の指定前教習所届出書を提出させるものとする。</p>	<p>(指定前教習所に対する指導)</p> <p>第2条 公安委員会は、届出自動車教習所の設置者又は管理者（以下「届出自動車教習所の設置者等」という。）から指定前教習所の開始をするための申出があった場合は、施行令第35条に規定する指定基準に適合させるための事前指導を行い、別記様式第1号の指定前教習所届出書を提出させるものとする。</p>

<p>(指定の申請) 第3条 施行規則第35条に規定する指定の申請は、指定を受けようとする届出自動車教習所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）を経由して行うものとする。</p> <p>(指定申請に対する調査) 第4条 公安委員会は、<u>前条に規定する指定申請が、指定基準に適合するかどうかを調査するものとする。</u></p> <p>(管理者の変更) 第5条 略</p> <p>(指定事項の変更) 第6条 施行規則第36条の規定による届出は、<u>前条に規定する場合を除き、別記様式第3号の指定事項変更届により行うものとする。</u></p>	<p>(指定の申請) 第3条 届出自動車教習所の設置者等は、施行規則第35条の規定により指定教習所の指定申請を施行規則に定める別記様式第20の指定自動車教習所の指定申請書により公安委員会に行う場合は、当該教習所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）を経由して行うものとする。</p> <p>(指定申請に対する調査) 第4条 公安委員会は、<u>所轄署長から報告された前条の指定申請の内容が、施行令第35条に適合するかどうかについての調査を行うものとする。</u></p> <p>(管理者の変更) 第5条 略</p> <p>2 <u>公安委員会は、前項の管理者変更届が適正な場合は、別記様式第3号の管理者変更確認書により設置者又は管理者へ通知するものとする。</u></p> <p>(指定事項の変更) 第6条 <u>指定教習所の設置者又は管理者は、前条に定める場合を除き施行規則第36条の規定により第3条に規定する指定自動車教習所の指定申請書（添付書類を含む。）の記載事項に変更が生じ変更するときは、別記様式第4号の指定事項変更届により関係書類を添付して公安委員会に届け出るものとする。</u></p> <p>2 <u>公安委員会は、前項の指定事項変更届が適正な場合は、別記様式第5号の指定事項変更確認書により設置者又は管理者へ通知するものとする。</u></p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別記様式第3号及び別記様式第5号を削り、別記様式第4号を別記様式第3号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものともみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

長崎県指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月7日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第2号

長崎県指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則

長崎県指定講習機関に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(変更届) 第5条 略 2 略</p> <p>別記様式第5号 削除</p>	<p>(変更届) 第5条 略 2 略 3 <u>公安委員会は、前項の指定講習機関指定事項変更届が適正な場合は、別記様式第5号の指定講習機関指定事項変更確認書により指定講習機関へ通知するものとする。</u></p> <p>別記様式第5号 <u>(第5条関係)</u></p>

	<p>長公委（運免）第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>長崎県公安委員会 印</p> <p>指定講習機関指定事項変更確認書</p> <p>年 月 日付け 第 年</p> <p>号により届出があった件については、</p> <p>月 日に確認したので通知します。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト

附 則

この規則は、公布の日から施行する。